

## 諮 問 書

新広総第 379 号

令和 2 年 1 月 8 日

新潟県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会会長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



次の事項について、新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に基づき貴審査会の意見を求めます。

### 【諮問事項】

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る市町村への診療報酬明細書情報等の提供について
  - (1) 実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供することにおいて、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとするもの（個人情報保護条例第 8 条第 2 項）
  - (2) 個人情報を利用した旨及び目的を本人に通知しないこととするもの（個人情報保護条例第 8 条第 4 項）